

# 第25回 福岡市都市景観審議会



令和7年12月24日 (水)

# 景観計画 改定 スケジュール

年度	令和6年度			令和7年度			令和8年度
月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月
改定作業	12月議会報告 (検討着手)	3月議会報告 (方向性)	6月議会報告 (骨子案)	議会報告 (案)	パブリックコメント	策定	
景観審議会		第1回 方向性等	第2回 改定骨子案	第3回 原案	第4回 パブコメ結果・答申		

開催	第1回	第2回	第3回	第4回
日時	令和7年2月3日	令和7年5月19日	令和7年8月18日	令和7年12月24日
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現計画の概要</li> <li>○現計画の振り返り</li> <li>○景観を取り巻く近年の動向</li> <li>○課題整理等</li> <li>○新計画の方向性（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り</li> <li>○改定骨子案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【説明・意見交換】</li> <li>○振り返り</li> <li>○原案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返りなど</li> <li>○パブコメ結果・新計画案</li> <li>○条例改正について</li> <li>○答申</li> </ul>

- 1. 振り返りなど**
- 2. パブコメ結果・新計画案**
- 3. 条例改正について**

1. 振り返りなど

2. パブコメ結果・新計画案

3. 条例改正について

## 第24回都市景観審議会での主な意見

### 基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- ・共働による景観づくりに、もう少し取組みがあるのではないか

### 基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・アドバイザー会議等では意見を反映できないことが多い。実現化するように協議を粘り強く行ってほしい
- ・景観ガイドツアーや子供たちが景観をめぐる授業を記載した方がいい

### 福岡らしい景観

- ・近代建築と言えば、明治から大正なので、箱崎キャンパスの近代建造物をどこかに掲載してほしい
- ・一般市街地ゾーンでは、住宅地がないので、香椎照葉、ももちの住宅地が良い
- ・博多福岡の食文化を記載してほしい

### その他

- ・審議会で議論した課題認識の記載があった方がいい
- ・歴史・伝統ゾーンの近傍・隣接する場所については、規制を広めにかけるなどの対応を行った方がいい
- ・近傍も確認することがあることを事業者に伝えるようにした方がいい
- ・歴史・伝統ゾーンに入っていない、友泉亭、高宮緑地なども、重要な場所
- ・景観重要建造物や景観重要樹木について指定された場合は、情報はしっかり出してほしい
- ・箱崎キャンパス跡地のまちづくりでは、北と南で地域性が異なる点を踏まえ、周辺との調和を図ってほしい
- ・計画をホームページに載せる場合は、外国人に対しても分かるように英訳や多言語の翻訳をしてほしい
- ・風致地区、高度地区については、関連する制度として記載してほしい

## 令和7年度第2回（第186回）福岡市都市計画審議会（R7.10.14）での主な意見

**景観法第9条第2項により、景観計画の変更にあたっては、都市計画審議会の意見を事前に聞く必要があるため、意見聴取を行ったもの。**

### 「景観法（景観法第9条第2項）」

「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。」

## 基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- ・基本方向2「みどりを守り、創り、生かす」の成果指標として都心部の花や緑に関する市民意識を測る際、地域を都心部に限定している理由はあるか

## その他

- ・大型ビジョンやデジタルサイネージの増加に伴い、景観だけでなく音声による不快感も考慮すべきだが、その視点は計画に含まれているのか
- ・音の規制は難しいが、ビジョンの音による生活の圧迫感を防ぐため、景観だけでなく環境局などと連携し、住民が泣き寝入りしないよう取り組むべき
- ・都心部を走るアドトラックについて、福岡市が調査を進めているが、規制の方向性が示されているのか
- ・景観形成の基本方向に、歴史・文化や図書館を賑わいだけでなく学びや心のゆとりを育む教育的視点として位置づけるといい

1. 振り返りなど
2. パブコメ結果・新計画案
3. 条例改正について

### パブリック・コメントの概要

#### 1 意見募集期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月19日（水）

#### 2 資料の閲覧・配布場所

資料は市ホームページに掲載するほか、以下の場所で閲覧・配布

- ・情報プラザ（市役所本庁舎1階）
- ・情報公開室（市役所本庁舎2階）
- ・住宅都市みどり局都市景観室（市役所本庁舎4階）
- ・各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所

#### 3 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、オンライン回答、窓口への持参

#### 4 意見の提出状況

- ・意見提出者数：33名
- ・意見の件数：66件

#### 5 意見要旨および意見への対応

修正：8件、原案どおり：11件、記載あり：24件、その他：23件

⇒詳細は、別紙、「市民意見の要旨と対応案等」  
「福岡市景観計画（案）」にて説明

- 1. 振り返りなど**
- 2. パブコメ結果・新計画案**
- 3. 条例改正について**

### 3. 条例改正について

#### 福岡市都市景観条例改正の方向性

##### 1 経緯

###### 《昭和62年3月》

- ・魅力ある都市景観の形成を総合的かつ長期的な視点で計画的に推進するため  
**「福岡市都市景観条例」を制定**

###### 《昭和63年3月》

- ・条例に基づき、都市景観づくりの基本的方向を示す**「福岡市都市景観形成基本計画」を策定**

###### 《平成24年3月》

- ・平成16年の景観法の制定を考慮し、景観法及び景観計画に基づく景観誘導施策の実効性を確保することを目的として、**「福岡市都市景観条例」を改正**
- ・良好な都市景観の形成に関する基本方針及び基準を定めた**「福岡市景観計画」を策定**

##### 2 改正理由

「福岡市景観計画」の策定にあたっては、市の施策の方向性をわかりやすく示すとともに、総合的かつ一体的に施策の推進を図るため、従来の「福岡市都市景観形成基本計画」と「福岡市景観計画」を統合し、新たな「景観計画」とする方向で検討を進めており、これに合わせて「福岡市都市景観条例」の一部を改正するもの。

##### 3 改正概要

「都市景観形成基本計画」の条文及び記載を削除

###### (都市景観形成基本計画の策定)

- 第4条 市長は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。
- 2 市長は、都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ福岡市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、都市景観形成基本計画を策定したときは、これを告示しなければならない。

###### (先導的役割)

- 第5条 市長その他の市の機関は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、**都市景観形成基本計画**及び法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)との整合を図るとともに、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

###### (都市景観形成地区の指定等)

- 第12条 市長は、**都市景観形成基本計画**及び景観計画に従い、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定することができる。

## 2. 条例改正について

### 福岡市都市景観条例 (章・条項構成)

#### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 市の施策

**第4条 都市景観形成基本計画の策定**

**第5条 先導的役割**

第6条 啓発

第7条 国等に対する協力の要請

第8条 市民及び事業者の責務

第9条 財産権等の尊重及び他の公益との調整

#### 第2章 景観計画の策定等

第10条 景観計画の策定

第11条 法第14条第1項の規定による通知をする場合の審議会の意見の聴取

**第12条 都市景観形成地区の指定等**

第13条 空地の管理等に関する要請

#### 第3章 景観法に基づく行為の届出等

第14条 行為の届出の際に添付する図書

第15条 届出の適用除外とする条例で定める行為

第16条 特定届出対象行為

第17条 完了届等

第18条 勧告等に当たつての手続

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続

第19条 景観重要建造物等の指定の手続

第20条 景観重要建造物等の指定の解除の手続

#### 第5章 都市景観形成建築物等

第21条 都市景観形成建築物等の指定

第22条 現状変更行為等の届出

第23条 助言及び指導

#### 第6章 景観づくり地域団体

第24条 景観づくり地域団体の認定

第25条 景観づくり地域団体の活動

#### 第7章 表彰及び助成

第26条 表彰

第27条 都市景観形成建築物等の保全に係る助成等

第28条 景観づくり地域団体に対する助成等

第29条 都市景観の形成に寄与する行為に係る援助

#### 第8章 福岡市都市景観審議会

第30条 設置

第31条 組織及び運営

#### 第9章 雜則(第32条-第34条)

#### 附則